

河南町第 7 期障がい福祉計画

河南町第 3 期障がい児福祉計画



計画の目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 8(2026)年度末までの目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等(障がい福祉サービス、障がい者相談支援並びに地域生活支援事業)及び障がい児通所支援等(障がい児通所支援並びに障がい児相談支援)を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定するものです。

計画の期間

令和 6 年度(2024 年)～令和 8 年度(2026 年)までの 3 年間です。上位計画である、障がい者計画等と整合性を図りながら策定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第 3 期(令和 2 年度～令和 11 年度)									
障がい福祉計画		第 6 期			第 7 期			第 8 期		
障がい児福祉計画		第 2 期			第 3 期			第 4 期		

基本理念

障がいのある人が、意思決定に基づいて、その人らしく

生活できるまち、障がいのある人とない人が、

互いに理解しあい支えあってきずなを深め、共に生きるまち



基本方針

- ①障がい者等の自己決定を尊重し意思決定を支援します
- ②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを提供します
- ③入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備します
- ④地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援を実施します
- ⑥障がい福祉人材の確保・定着を図ります
- ⑦障がい者の社会参加を促進する取り組みを推進します

障がい福祉サービス等を提供するにあたっての基本的な考え方

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

- 訪問系サービスを充実します
- 日中活動サービスを充実します
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能を充実します
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進します
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人等に対する支援体制の充実に努めます

(2) 多様な相談ニーズに対応できる総合的な相談支援体制の確立

- 多様な相談ニーズに対応できる総合的な相談支援体制を確立します
- 地域生活への移行や地域定着のための支援体制を確保します
- 発達障がい者等に対する支援の充実に努めます

(3) 障がい児通所支援サービス提供体制の計画的な整備

- 障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供します
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します
- 障がい児支援が適切に行われるよう福祉サービスを提供する事業所の緊密な連携を図ります

(4) 障がい者等に対する虐待の防止

- 虐待の早期発見と虐待と疑われる事案の速やかな通報に努めます

(5) 障がいを理由とする差別の解消

- 令和6年4月1日から事業者も義務化される「合理的配慮の提供」の周知・啓発に努めます
- 障がいのある人もない人も、安全・安心に地域で生活ができるよう、障がいを理由とする差別の禁止について、周知・啓発に努めます

第7期 障がい福祉計画の目標

成果目標

(1)施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域移行者数	令和 8(2026)年度末時点で 1 人が、地域へ移行することを目標とします。 (令和 4(2022)年度末時点の施設入所者数 14 人)
② 施設入所者数の削減	令和 8(2026)年度末時点の施設入所者数を 13 人にすることを目標とします。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	令和 8(2026)年度末における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とします。
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	令和 8(2026)年6月末時点で精神病床における1年以上の長期入院患者数 11 人を目標とします。(令和 4(2022)年度時点の入院患者数は 12 人)
③ 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)	国の基本指針、大阪府の基本的な考え方に準じ、入院後3か月時点の退院率は 68.9%以上、6か月時点の退院率は 84.5%以上、入院後1年時点の退院率は 91.0 以上を目標とします。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点の運用状況、機能充実のための体制構築に係る検証及び検討	近隣市町村との連携を図りながら、運用状況の検証・検討を行い、機能の充実を図ります。
強度行動障がい等を有する者に対する支援体制の充実	自立支援協議会等で推進します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数	令和 8(2026)年度末までに、9 人を就労移行することを目標とします。 (令和 3(2021)年度実績 5 人)
(内訳)	
① 就労移行支援	令和 8(2026)年度末までに、6 人を就労移行することを目標とします。 (令和 3(2021)年度実績 4 人)
② 就労継続支援A型	令和 8(2026)年度末までに 1 人を就労移行することを目標とします。 (令和 3(2021)年度実績0人)
③ 就労継続支援B型	令和 8(2026)年度末までに 2 人を就労移行することを目標とします。 (令和 3(2021)年度実績1人)
② 就労定着支援の利用者数	令和 8(2026)年度末までに、利用者数を3人/月にすることを目標にします。 (令和 3(2021)年度実績2人/月)
③ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	令和 8(2026)年度末までに、12,000 円にすることを目標とします。 (令和 3(2021)年度実績 9,433 円)

(5)相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うために必要な自立支援協議会の体制を確保します。

(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、事業所等のサービス等の質を向上させるため障害者自立支援審査支払システム等でのエラーの多い項目や、内容について注意喚起を行い、情報共有する体制を構築することを基本とします。

第3期 障がい児福祉計画の目標

成果目標

(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

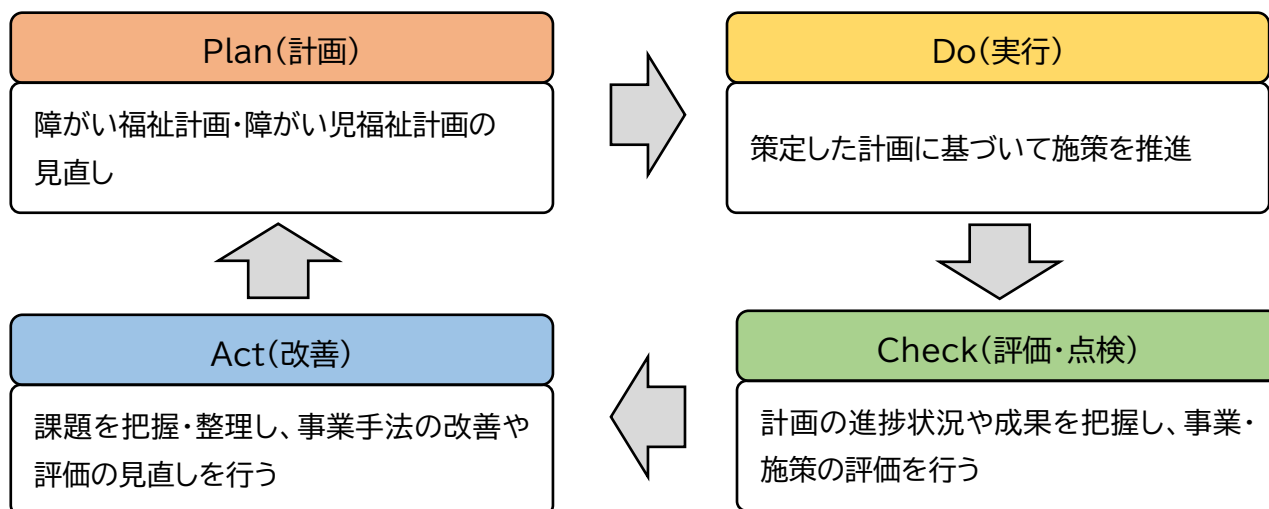
① 児童発達支援センターの設置	本町では南河内南圏域で1か所設置済みです。今後もニーズ量を見極めながら、実施体制の充実に努めます。
② 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	本町では、児童発達支援センター、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、学校、こども園等との連携を図り、保育所等訪問支援の提供体制の構築及び推進を行います。これらの連携により、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進に努めます。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	町では、圏域に2か所設置済みです。今後は、障がい児通所支援事業所等との連携を強化し、様々なニーズへ柔軟に対応できるよう支援体制の構築に努めます。

(2) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

① 医療的ケア児等支援のための協議の場	本町では、医療的ケア児支援のための協議の場については、令和5年度より自立支援協議会において、協議しています。今後は各障がい児に応じた支援が受けられるよう各関係機関が連携し、検討できる場として活性化に努めます。
② 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8(2026)年度末までに、福祉関係1名、医療関係1名のコーディネーターを配置することを目標にします。

計画の進行管理

PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果目標の達成状況等について点検及び評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。



河南町健康福祉部高齢障がい福祉課

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

TEL:0721-93-2500 / FAX:0721-93-4691

発行年月:令和6年(2024年)3月